

建設工事の実施にあたっては 『分別』と『リサイクル』 が必要です。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のご案内



建設廃棄物の現状

建設廃棄物は、産業廃棄物の約20%を占めています。平成24年度の調査では、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で約7,300万トンとなっています。これは東京ドーム約42個分に相当する膨大な量です。これらの建設廃棄物は、関係者による分別、再資源化が進められ、リサイクル率は、全体で94%を超えております。しかしながら新規の最終処分場の建設が難しく、なお一層のリサイクルの向上が望まれています。また、平成24年度の調査では、産業廃棄物の不法投棄の約80%は、建設廃棄物で占められています。「建設リサイクル法」を遵守し、現場分別と再資源化を実効性のあるものとしていくことが重要です。

図1 産業廃棄物の業種別排出量(平成24年度)

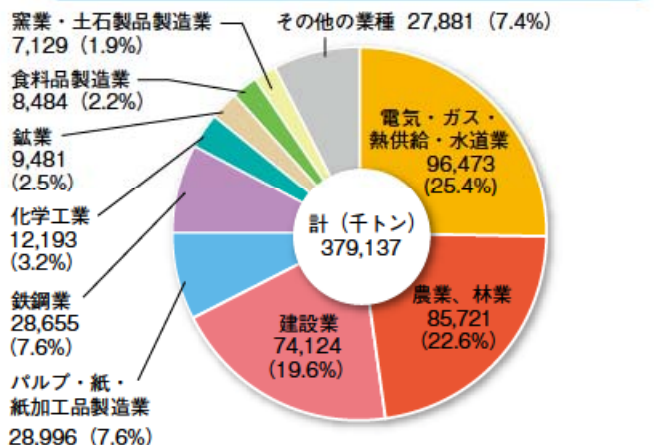


図2 建設廃棄物の種類別排出量(平成24年度)

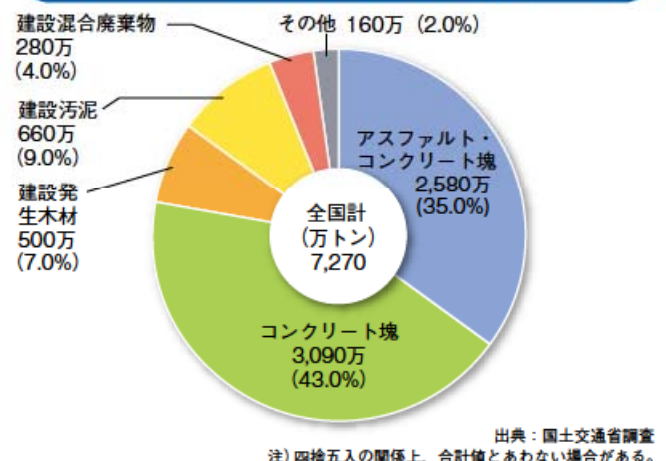


図3 不法投棄の現状(平成25年度)

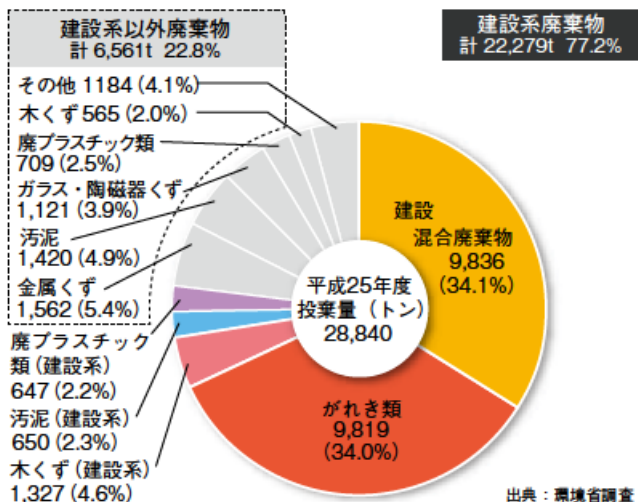
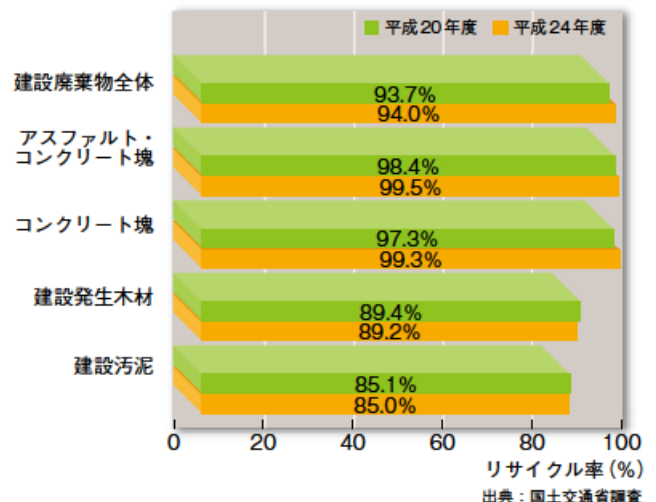
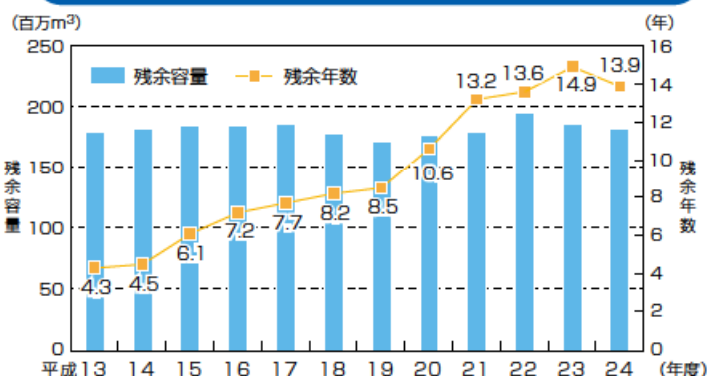


図4 建設廃棄物の品目別リサイクル率



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移(産業廃棄物)



リサイクル率の目標

コンクリート塊 → 平成30年度に99%以上

建設発生木材 → 平成30年度に95%以上

アスファルト・コンクリート塊 → 平成30年度に99%以上

建築物の解体等にあたっては分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事(対象建設工事※¹)については、特定建設資材廃棄物※²を基準※³に従って工事現場で分別(分別解体等)し、再資源化等することが義務付けられています。

※ 1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 80 m ²
建築物の新築・増築	延べ床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)	工事金額 1 億円
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	工事金額 500 万円

注 1) 解体工事とは建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を解体することをさします。

注 2) 建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の延べ床面積の合計が基準にあてはまる場合について対象建設工事となります。また建築物の改築工事は、解体工事+新築(増築)工事となります。

語句の意味

新 築……新たに建築物を建てること

増 築……同一敷地内において、既存建築物の床面積を増加させること

改 築……建築物の全部又は一部を除去するか、災害等により失われた場合に、用途、規模、構造等が従前の建築物と著しく異ならない建築物を建てること

修 繕……同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業

模様替……建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業
(修繕、模様替は、建築物の床面積が増減することはない。)

※ 2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下の通りです。

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

※ 3 分別解体等の施工手順はP4～5を参照してください。

ただし指定建設資材廃棄物※⁴については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

※ 4 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの(建設発生木材)を指します。建設発生木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減(焼却)を行ってもよいこととしています。

2

分別解体等は以下の手順で行う必要があります。

分別解体実施の手順

解体工事の場合



① 対象建築物等に関する調査の実施

対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等の調査を行います。

〈石綿障害予防規則〉

1. 事前調査（石綿使用の有無の確認と記録等）
2. 作業計画（粉じん防止計画、ばく露防止計画等）
3. 届出（耐火建築物等の吹付け石綿除去作業の届出等）等建築物の解体等の作業における石綿対策が石綿障害予防規則に定められております。

詳細は、石綿障害予防規則を参照して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>

また、大気汚染防止法で特定粉じんに係る規則が定められておりますのでご確認下さい。

<http://www.env.go.jp/air/osen/law/>

④ 工事の施工

計画に基づいて解体工事を施工します。

工事は、技術上、安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて手作業又は、手作業及び機械作業の併用により行います。

【標準的な作業手順】

建築物の解体の場合



① 建築設備・内装材等の取り外し



内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと

- ① 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材
- ② 木材



④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し



ルールを守って
正しい分別解体を
実施しましょう。
ルールを破れば
当然罰せられます！



② 分別解体等の計画の作成

次の事項を内容とする計画を作成します。

- イ) 対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
- ロ) 工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法
- ハ) 対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物^{※1}の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- 二) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等

特定建設資材	特定建設資材廃棄物 ^{※1}
コンクリート	コンクリート塊 (コンクリートが廃棄物となったもの)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	
木 材	建設発生木材(木材が廃棄物となったもの)
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの)

新築工事の場合も、

- ①対象建築物等に関する調査の実施
- ②分別解体等の計画の作成
- ③工事着手前に講じる措置の実施
- ④工事の施工

の順に行います。

③ 工事着手前に講じる措置の実施

工事の実施の前に作業場所及び搬出経路の確保等を図ります。また、残存物品等、特に家電リサイクル法の対象物について、発注者が事前に搬出を行ったか確認します。



② 屋根ふき材の取り外し

土木構造物の解体の場合、

- ①土木構造物の付属物
- ②土木構造物本体
- ③基 礎・基礎ぐい

の順に解体します。

③ 外装材・上部構造部分^{注)}の取り壊し



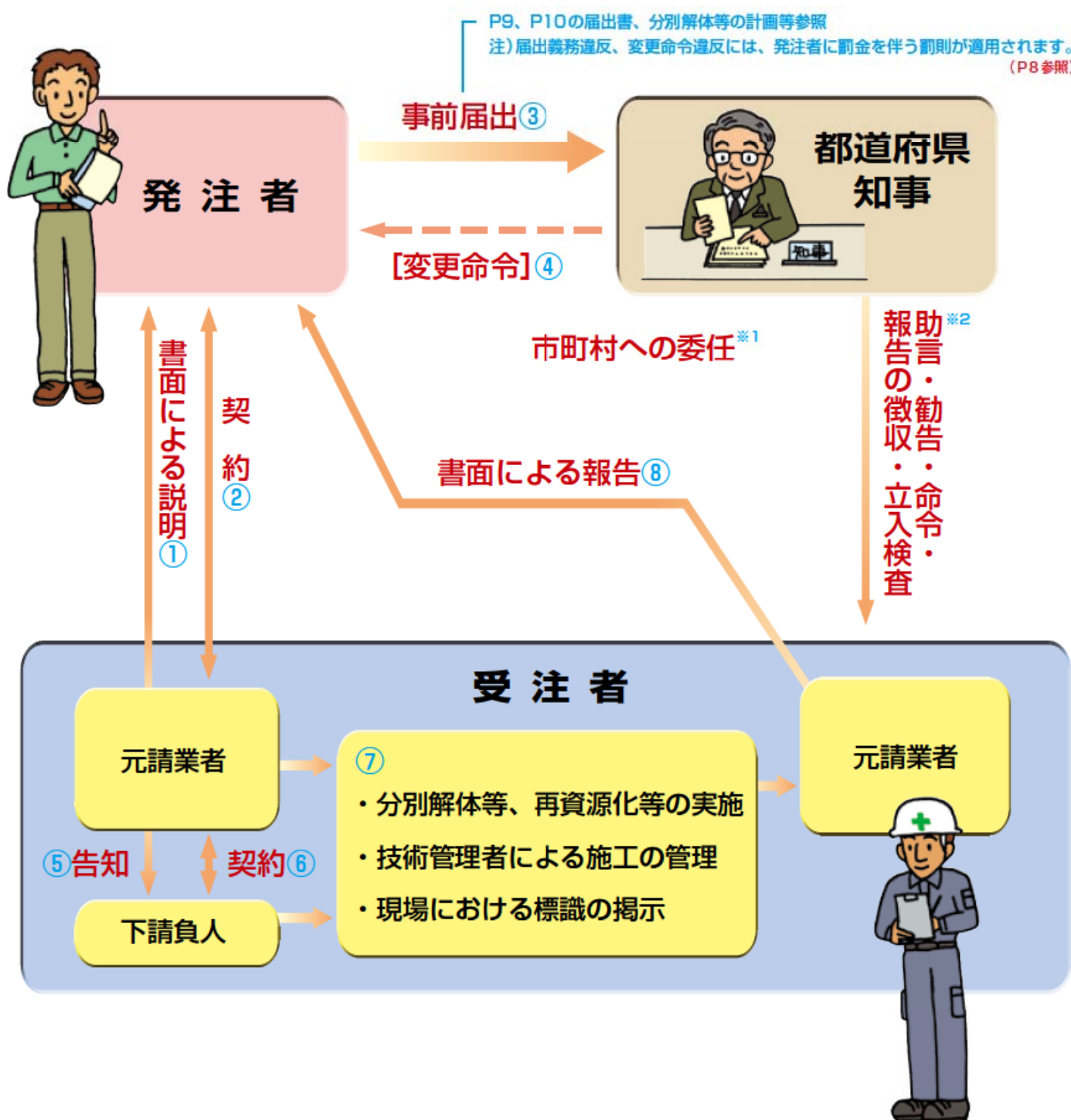
注) 上部構造部分とは、構造耐力上主要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分のこと。

3

工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。

- 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。
- 発注者から受注者への適正なコストの支払いを確保するため、契約書面に解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用等の明記が必要です。

◆ 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ ◆



①受注者から発注者への説明（受注者（元請）の義務）

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を交付して説明することが必要です。

②契 約

発注者が元請業者とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化等のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等の明記が必要です。

③事前届出（発注者の義務）

発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事に届け出ることが必要です。

発注者や受注者の
役割を明示！



④変更命令

発注者の届出に係る分別解体等の計画の基準に適合しないと認められる場合、都道府県知事より変更命令が行われます。

⑤告 知

受注者は、請け負った建設工事の全部または一部を他の建設業者に下請させる場合には、元請業者は、下請負人に対し、都道府県知事への届出事項を告知したうえで契約を結びます。

⑥契 約

元請業者が下請負人とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化等のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等の明記が必要です。

⑦分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理、現場における標識の掲示（受注者全体（元請・下請とも）の義務）

分別解体等、再資源化等の実施にあたっては、解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。また、工事の施工を管理する技術管理者の配置が必要です。なお、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者の配置が必要となります。

⑧再資源化等の完了の確認及び発注者への報告（受注者（元請）の義務）

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存します。

※1 都道府県知事の事務の一部を市町村等の長が行います。

分別解体等に関する事務の一部は建築基準法の特定行政庁である市町村等の長が、また、再資源化等に関する事務の一部は地域保健法の保健所設置市等の長が行います。

※2 助言・勧告・命令・報告の徴収・立入検査

都道府県知事は、工事の受注者などに対し分別解体等や再資源化等の適正な実施のため必要な場合には助言や勧告を行うことができます。

また都道府県知事は、工事の受注者などが分別解体等や再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合には分別解体等や再資源化等の方法の変更を命ずることができます。

さらに都道府県知事は、必要な場合には分別解体等や再資源化等の実施状況について報告を求めたり、立入検査を行うこともあります。

次の建設業許可^{注1)}をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・解体工事業

YES



解体工事業登録は不要です。

「解体工事業の登録を受けた者が、該当する建設業許可（土木、建築、解体）を受けたときは、解体工事業の登録はその効力を失う（第21条第5項）」

NO

解体工事業登録^{注2)}が必要です。

登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ① 不適合要件に該当しないこと（2年以内に登録を取り消された者でない等）
- ② 技術管理者を選任していること

注1) 建設業者が、請け負うことのできる解体工事の内容は次のとおりです。

土木工事業：総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事に解体工事が含まれる工事。

総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事。

建築工事業：総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事に解体工事が含まれる工事。

総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事。

解体工事業：工作物の解体を行う工事。

ただし、平成28年5月31日までに既にとび・土木工事業の許可を取得して解体工事を営んでいる者に対しては、平成31年5月31日までに限り、解体工事業登録は不要です。それ以降は、上記のいずれかの許可を取得するか、解体工事業登録が必要となります。

注2) 解体工事業業者が、請け負うことのできる解体工事の範囲は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円未満の工事又は、延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円未満の工事です。

●技術管理者は、下記1の実務経験か2の資格を有していなければなりません。

1 実務経験者

学 歴	実務経験年数		【参考】 建設業 許 可
	解体工事業登録	国土交通大臣 指定講習 ^{注2)} 受講者	
一定の学科 ^{注1)} を履修した大学・ 高専卒業生	2年	1年	3年
一定の学科を履修した高校卒業生	4年	3年	5年
上記以外	8年	7年	10年

注1) 一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2) 講習については、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注3) 解体工事施工技士試験は、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理（「土木」）
	一級建築施工管理
	二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による 技能検定	一級とび・とび工
	二級とび・とび工
	二級とび工・解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験 ^{注3)} 合格者

罰 則 一 覧

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等 の実施	10	1 対象建設工事の届出	20万	51条1号
		2 対象建設工事の変更の届出	20万	
		3 対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	
	15	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
第4章 再資源化等 の実施	18	1 発注者への報告の記録	10万	53条1号
	20	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21	1 登録	懲役1年・50万	48条1号
		2 登録更新	懲役1年・50万	
	25	1 変更の届出	30万	50条2号
	27	1 廃業等の届出	10万	53条2号

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第5章 解体工事業	29	1 登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35	1 事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	37	1 報告の徴収	20万	51条4号
		1 立入検査	20万	51条5号
第6章 雑則	42	報告の徴収	20万	51条4号
	43	1 立入検査	20万	51条6号

は過料

届 出 書

知事
市区町村長 殿

平成 年 月 日

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 -) 電話番号 - -
住所 _____
(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -
住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ①工事の名称 _____
- ②工事の場所 _____
- ③工事の種類及び規模 _____
- 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____㎡
- 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____㎡
- 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____万円
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____万円
- ④請負・自主施工の別 : □請負 □自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- ①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 -) 電話番号 _____
- ②住所 _____
- ③許可番号(登録番号) _____
- 建設業の場合
- 建設業許可 _____ □大臣 □知事 (-) 号 (_____ 工事業)
- 主任技術者(監理技術者)氏名 _____
- 解体工事業の場合
- 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
- 技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
- 建築物に係る新築工事等については別表2
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。

5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙」としており記載し、別紙を添付すること。)

(注)

1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 記名押印に代えて、署名することができる。

3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明確な写真を添付すること。

※受付番号 _____

別表1

(A 4)

分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事

建築物の構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 () ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()	
建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他 ()	
建築物に関する調査の結果	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 () その他 ()
	撤出経路	障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	残存物品	☐ 有 () () ☐ 無
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () () ☐ 無
その他	()	
工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
⑤その他	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無 上の工程における①→②→③→④の順序 その他の理由 ()	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
工事の工程の順序	①内装材に木材が含まれる場合 ②の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し 不可 ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由 ()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	種類	量の見込み トン
廃特定建設資材廃棄物の種類と量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	コンクリート塊	発生が見込まれる部分 (注) ① ② ③ ④
	アスファルト・ゴクリート塊	① ② ③ ④
	建設発生木材	① ② ③ ④
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		
備考		

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		建設物の状況		建設物に関する調査の結果		建設物に関する調査の結果	
☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材 築年数 年、種数 種 その他 ()		周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()		建設物に関する調査の結果 作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()		工事着手前に実施する措置の内容	
周辺状況		敷出経路		作業場所		工事着手前に実施する措置の内容	
特定建設資材への 付着物（修繕・換 接工事のみ）		障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()		作業場所		工事着手前に実施する措置の内容	
その他		特定建設資材への 付着物（修繕・換 接工事のみ）		作業場所		工事着手前に実施する措置の内容	

工程		作業内容	
①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	作業内容	
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無		
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無		
④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無		
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		

特定建設資材廃棄物の種類ごとに見込まれる部分又は発生が見込まれる部分（注）		使用部分又は発生が見込まれる部分（注）	
コンクリート塊	トン	①	②
75x75x100コンクリート塊	トン	③	④
建設発生木材	トン	⑤	⑥

注）①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他	
特定建設資材廃棄物の種類ごとに見込まれる部分又は発生が見込まれる部分（注）	使用部分又は発生が見込まれる部分（注）

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工場の構造 (解体工事のみ)	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()
工事の種類	☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材 年数 _____ 年 ☐ その他()
工作物の状況	
工作物に関する調査の結果	周辺状況 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m ☐ その他()
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果 作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 ☐ その他() 障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他() ☐ 有() ☐ 無 ☐ 無 その他
工程	作業内容
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無 分別解体等の方法 (解体工事のみ) ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン
特定建設資材廃棄物の種類とその量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類 量の見込み ☐ コンクリート塊 トン ☐ アスファルト・コンクリート塊 トン ☐ 建設発生木材 トン 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注) ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥

(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

特定行政庁及び保健所設置市一覧表

(H27.4.1現在)

都道府県名	特定行政庁	政令で定める市 (旧保健所設置市)
北海道	札幌、函館、旭川、小樽、釧路、苫小牧、室蘭、帯広、北見、江別、岩見沢、滝川、千歳、網走、恵庭、登別、稚内、伊達、名寄、北広島、砂川、深川、紋別、美瑛、留萌、士別、白老(町)、石狩、富良野、中標津(町)、音更(町)、当別(町)、幕別(町)、芽室(町)、余市(町)、厚岸(町)、釧路(町)、美幌(町)、赤平、芦別、長沼(町)、栢重、三笠、遠軽(町)、上富良野(町)、七飯(町)、北斗、東神楽(町)	札幌、函館、旭川、小樽
青森	青森、八戸、弘前	青森
岩手	盛岡、宮古、花巻、北上、釜石、一関、奥州	盛岡
宮城	仙台、塩釜、石巻、大崎	仙台
秋田	秋田、横手、大館、大仙	秋田
山形	山形、酒田、鶴岡、米沢、天童	
福島	いわき、郡山、福島、会津若松、須賀川	郡山、いわき
茨城	水戸、日立、土浦、古河、北茨城、取手、ひたちなか、つくば、高萩	
栃木	宇都宮、足利、小山市、鹿沼、栃木、佐野、那須塩原、日光、大田原	宇都宮
群馬	前橋、高崎、太田、伊勢崎、館林、桐生、藤岡、流川、安中、高岡、沼田	前橋、高崎
山梨	甲府	
長野	長野、上田、松本、飯田、岡谷、諏訪、塩尻	長野
埼玉	さいたま、川越、川口、所沢、越谷、草加、上尾、熊谷、新座、春日部、狭山、久喜、三郷、入間、富士見、戸田、八潮、杉戸(町)、松伏(町)、吉川、蓮田、朝霞、本庄、幸手、深谷、日高、坂戸、蕨、飯能、桶川、志木、和光、鶴ヶ島、行田、加須、北本、鴻巣、東松山、秩父、羽生、ふじみ野、白岡	さいたま、川越、越谷
千葉	千葉、市川、船橋、松戸、市原、柏、佐倉、八千代、我孫子、浦安、習志野、木更津、流山、鎌ヶ谷、野田、君津、成田、茂原、四街道、白井、印西	千葉、船橋、柏
東京	八王子、町田、調布、府中、日野、三鷹、武蔵野、立川、国分寺 (区)特別区(23)	八王子、町田
神奈川	横浜、川崎、横浜、藤沢、相模原、平塚、鎌倉、厚木、小田原、秦野、茅ヶ崎、大和	横浜、川崎、相模原、 横浜、藤沢
新潟	新潟、新潟、上越、柏崎、三条、新発田	新潟
富山	富山、高岡	富山
石川	金沢、七尾、小松、白山、野々市、加賀、能美	金沢
福井	福井	
岐阜	岐阜、各務原、大垣、高山、多治見、可児	岐阜
静岡	浜松、静岡、沼津、富士宮、焼津、富士、藤枝、三島、磐田、御殿場、伊東、島田、裾野、袋井、掛川、湖西	静岡、浜松
愛知	名古屋、豊橋、岡崎、豊田、春日井、一宮、刈谷、小牧、安城、半田、東海、江南、瀬戸、津、豊川、西尾、稲沢、大府	名古屋、豊橋、岡崎、 豊田
三重	四日市、津、鈴鹿、桑名、松阪、伊賀、名張、亀山	四日市
滋賀	大津、草津、彦根、近江八幡、守山、長浜、東近江	大津
京都	京都、宇治	京都

都道府県名	特定行政庁	政令で定める市 (旧保健所設置市)
大阪	大阪、豊中、堺、東大阪、吹田、高槻、枚方、八尾、茨木、守口、寝屋川、岸和田、門真、箕面、池田、和泉、羽曳野	大阪、堺、東大阪、高槻、 豊中、枚方
兵庫	神戸、尼崎、西宮、姫路、明石、加古川、伊丹、川西、宝塚、三田、芦屋、高砂	神戸、姫路、西宮、尼崎
奈良	奈良、橿原、生駒	奈良
和歌山	和歌山	和歌山
鳥取	鳥取、米子、倉吉、境港	
島根	松江、出雲、浜田、安来、益田、大田、江津、雲南	
岡山	倉敷、岡山、津山、玉野、総社、新見、笠岡	岡山、倉敷
広島	広島、福山、呉、尾道、三原、東広島、廿日市、三次	広島、福山、呉
山口	下関、山口、宇部、周南、防府、萩、岩国、長門、山陽小野田	下関
徳島	徳島	
香川	高松	高松
愛媛	松山、今治、新居浜、西条、宇和島	松山
高知	高知	高知
福岡	北九州、糟屋、久留米、大牟田	福岡、北九州、久留米、 大牟田
佐賀	佐賀	
長崎	佐世保、長崎、平戸、島原、五島、松浦、大村	長崎、佐世保
熊本	熊本、八代、天草	熊本
大分	大分、宇佐、佐伯、中津、日田、別府	大分
宮崎	宮崎、日向、都城、延岡	宮崎
鹿児島	鹿児島、霧島、薩摩川内、鹿屋	鹿児島
沖縄	那覇、宜野湾、浦添、沖縄、うるま	那覇

* 本ゴシック………標準的建築主事を置く市町村

* ……限定特定行政庁(特別区を含む。)

* ゴシック………任意の建築主事を置く市町村

なお、限定特定行政庁(木造住宅など、小規模な建築物にいてのみ建築確認申請を審査する建築主事を置く市区町村)に関する扱いは下表の通りです。

建築物	限定特定行政庁(市町村)		限定特定行政庁(特別区)
	原則として都道府県知事 ・ただし、建築基準法第六條第一項第四号に掲げる戸建て住宅等の建築物(その建築に關して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)に限り市町村長		原則として特別区の長 ・ただし東京都の場合、建築物の規模等により、特定行政庁が区長と都知事に分けられています(10,000㎡以下が区長、10,000㎡を超えるものが都知事など)。詳しくは、所管の特別区までお問合せ下さい。
建築物以外の 工作物	都道府県知事		

都道府県等の問合せ窓口（平成27年4月1日現在）

都道府県	建設リサイクル法及び指針に関する問合せ先		建設廃棄物等に関する問合せ先	
	担当部局名・担当課等名	電 話	担当部局名・担当課等名	電 話
1 北海道	建設部 住宅局 建築指導課（届出、普及） 建設部 建設政策局 建設管理課 技術管理グループ（指針）	011-204-5578 011-204-5589	環境生活部 環境局循環型社会推進課	011-204-5197
2 青森県	県土整備部 建築住宅課 建築指導グループ（建築物） 県土整備部 整備企画課 企画・指導調査グループ（その他全般）	017-734-9693 017-734-9644	県土整備部 整備企画課	017-734-9644
3 岩手県	県土整備部 建設技術振興課	019-629-5951	県土整備部建設技術振興課	019-629-5951
4 宮城県	環境生活部 循環型社会推進課	022-211-2649	環境生活部 循環型社会推進課	022-211-2649
5 秋田県	建設部 技術管理課 調整・建設マネジメント班	018-860-2431	建設部 技術管理課	018-860-2427
6 山形県	県土整備部 建設企画課	023-630-2652	生活環境部 環境整備課 環境エネルギー部 循環型社会推進課	018-860-1624 023-630-2322
7 福島県	土木部 建築指導課	024-521-7523	土木部 建築指導課 生活環境部 産業廃棄物課	024-521-7523 024-521-7259
8 茨城県	土木部 検査指導課 建設リサイクル担当	029-301-4386	土木部 検査指導課	029-301-4386
9 栃木県	県土整備部 技術管理課 技術調整担当 県土整備部 建築課 建築指導班	028-623-2421 028-623-2514	環境森林部 廃棄物対策課	028-623-3154
10 群馬県	県土整備部 建設企画課 建設業対策室	027-226-3520	環境森林部 廃棄物・リサイクル課	027-226-2861
11 埼玉県	総合技術センター 公共事業評価・コスト削減・建設リサイクル担当	048-788-2395	環境部 産業廃棄物指導課	048-830-3135
12 千葉県	県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班	043-223-3440	環境生活部 廃棄物指導課	043-223-2757
13 東京都	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 都市整備局 市街地建設部 建築企画課	03-5388-3231 03-5388-3341	環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課	03-5388-3446
14 神奈川県	県土整備部 事業管理部 建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	045-285-3203	環境農政局 環境部 資源循環課	045-210-4151
15 新潟県	土木部 技術管理課	025-280-5391	土木部 技術管理課	025-280-5391
16 富山県	土木部 建設技術企画課（土木） 土木部 建築住宅課（建築）	076-444-3298 076-444-3357	生活環境文化部 環境政策課	076-444-9618
17 石川県	土木部 監理課技術管理室 土木部 建築住宅課	076-225-1787 076-225-1778	環境部 廃棄物対策課	076-225-1474
18 福井県	土木部 土木管理課 技術管理グループ	0776-20-0471	安全環境部 循環社会推進課	0776-20-0317
19 山梨県	県土整備部 技術管理課 県土整備部 建築住宅課	055-223-1682 055-223-1735	県土整備部 技術管理課	055-223-1682
20 長野県	建設部 建築住宅課	026-235-7331	環境部 資源循環推進課	026-235-7181
21 岐阜県	都市建設部 建築指導課	058-272-8680	都市建設部 建築指導課	058-272-8680
22 静岡県	交通基盤部 建設支援局 技術管理課	054-221-2168	くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-3349
23 愛知県	建設部 建築局 住宅計画課（建リ法） 建設部 建設企画課（指針）	052-954-6570 052-954-6508	環境部 資源循環推進課	052-954-6235
24 三重県	県土整備部 公共事業運営課	059-224-2918	環境生活部 廃棄物・リサイクル課	059-224-5843
25 滋賀県	土木交通部 建築課 建築指導室（建リ法） 建設交通部 建築指導課	077-528-4258 075-414-5346	琵琶湖環境部循環社会推進課	077-528-3474
26 京都市	建設交通部指導検査課（指針）	075-414-5219	文化環境部 環境・エネルギー局 循環型社会推進課	075-414-4718
27 大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	06-6941-0351 (内 3092)	環境農林水産部 循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570
28 兵庫県	県土整備部 住宅建築局 建築指導課	078-341-7711 (内 4714)	農政環境部 環境管理局 環境整備課	078-362-3280
29 奈良県	県土マネジメント部 技術管理課 建築技術係	0742-27-7613	景観・環境局 廃棄物対策課	0742-27-8747
30 和歌山県	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	073-441-3083	環境生活部 環境政策局 環境生活総務課	073-441-2670
31 鳥取県	県土整備部 技術企画課	0857-26-7808	県土整備部 技術企画課	0857-26-7808
32 島根県	土木部 技術管理課 土木部 技術管理課 土木部 都市局 建築指導課	0852-22-5942 086-226-7460 086-226-7499	環境生活部 廃棄物対策課 環境文化部 循環型社会推進課	0852-22-5261 086-226-7308
34 広島県	土木局 技術企画課	082-513-3859	環境県民局 産業廃棄物対策課	082-513-2963
35 山口県	土木建築部 技術管理課 技術指導班	083-933-3636	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
36 徳島県	県土整備部 建設管理課	088-621-2622	県民環境部 環境指導課	088-621-2278
37 香川県	土木部 技術企画課	087-832-3510	環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3226
38 愛媛県	土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室	089-912-2648	県民環境部 環境局循環型社会推進課	089-912-2356
39 高知県	土木部 技術管理課	088-823-9826	土木部建設 管理課	088-823-9826
40 福岡県	建築都市部 建築指導課 環境部 循環型社会推進課（指針）	092-643-3720 092-643-3372	環境部 監視指導課	092-643-3395
41 佐賀県	県土づくり本部 建設・技術課	0952-25-7153	くらし環境本部 循環型社会推進課	0952-25-7078
42 長崎県	土木部 建設企画課	095-894-3023	環境部 廃棄物対策課	095-895-2375
43 熊本県	土木部 土木技術管理課（土木） 土木部 建築住宅局 建築課 建築物安全推進室（建築）	096-333-2490 096-333-2535	環境生活部 環境局 廃棄物対策課	096-333-2278
44 大分県	土木建築部 建設政策課 事業・環境評価対策班	097-506-4561	生活環境部 廃棄物対策課	097-506-3127
45 宮崎県	県土整備部 技術企画課	0985-26-7178	循環社会推進課	0985-26-7083
46 鹿児島県	土木部 監理課技術管理室	099-286-3515	土木部監理課技術管理室	099-286-3515
47 沖縄県	土木建築部 技術・建設業課 技術管理班	098-866-2374	環境生活部 環境整備課	098-866-2231

※労働安全衛生法に関する問合せ先：各地方労働局・労働基準監督署

※フロン排出抑制法及びフロン破壊業者の許可申請の問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室 03-3581-3351（代） 経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 03-3501-1511（代）

- この法律に関する問い合わせは、下記までお願いします。
国土交通省土地・建設産業局建設業課又は
総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室 Tel.03-5253-8111（代）

- 法律の条文等については、国土交通省HP（リサイクルホームページ）をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/hourei_kokuji/index.htm

編集・発行：建設副産物リサイクル広報推進会議
事務局（一財）先端建設技術センター Tel.03-3942-3991



古紙/バブル配合率100%再生紙を使用しています

建設副産物リサイクル広報推進会議とは

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。